麻生の緑を守る会 会長 勝田 佳代子

麻生区上麻生7丁目緑地の保全に関する請願

【請願の理由】

1. 麻生区上麻生7丁目の緑地(8,740 ㎡)がマンション建設によって消滅の危機にさらされています。当該地はシラカシ・クヌギ・コナラ等の樹林地で、キンラン・タマノカンアオイ等の絶滅危惧種も自生する植生豊かな緑地です。市の緑地保全カルテでも優先的に保全すべきAランクと評価されています。

小田急線柿生駅至近の距離にありながら、斜面の一番上におっ越山緑の保全地域(旧自然環境保全地域第2号指定地)から始まり、紫陽花の名所として名高い浄慶寺緑の保全地域が続き、5年前には隣接地1.9haが柿生の里特別緑地保全地区に指定されました。更に、提供緑地や数多くの公園に囲まれ、生物多様性に富む文字通り市内有数の緑の宝庫となっています。

- 2. 開発地はこの一大斜面緑地の南端に位置しており、マンションが建設されてしまえば、単に当該地の緑が失われるだけでなく、隣接する柿生の里特別緑地保全地区に4時間もの日影を及ぼすことを始め、連続する斜面緑地一帯の生物多様性に深刻な打撃を与えるものとなります。
- 3. 事業者が提出したアセス準備書は、現存樹林の 9 割が消失することを認めながら、51.5%の緑が回復保全されるという評価がなされています。マンションと駐車場のすき間になされる植栽(その多くがマンションの日陰地)と、屋上緑化やマンションの壁にツタを這わせる壁面緑化までカウントしているからです。
- 4. 造成工事の切土によって6万3千㎡もの大量の残土が発生します。このためピーク時には、1.5分に 1台のダンプ車が走行します。唯一のアクセス道路の市道191号線は近隣住民の生活道路で、通学路でもあ るのに歩道がありません。とりわけ危険な急カーブの交差点を抱え、地元住民の不安は深刻です。

【請願項目】

- 1.川崎市緑政部が事業者に対し、10数回に渡って保全交渉を続けていると伺っています。最終的には市による買取り保全をめざししつつ、まず特別緑地保全地区の指定を行うこと、その前段として緑地保全協定を締結するなどの手段を尽くし、引き続き、開発による緑の消滅を回避する努力を続けていただきたいこと
- 2.特別緑地保全地区指定の際、地権者(事業者)に有償による命名権を付与するなど、可能なあらゆる政策的工夫も検討していただきたいこと
- 3. 市の熱意を示すため、担当部局に任せず、市長、局長も直接保全交渉に乗り出して頂きたいこと、要は、川崎市、川崎市議会、川崎市民の総力を挙げての緑地保全の取り組みに向けて絶大なご尽力を頂きたく請願するものです。

氏 名	住	所	
			3111-2

(この署名は、この請願以外には使用しません。提出先の市議会から外部に公開されることはありません)